

## 1. 議事日程

〔平成26年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成26年 2月21日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                 |
| 日程第2  | 会期の決定                                                      |
| 日程第3  | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                             |
| 日程第4  | 施政方針                                                       |
| 日程第5  | 議案第32号 平成26年度安芸高田市一般会計予算                                   |
| 日程第6  | 議案第33号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算                             |
| 日程第7  | 議案第34号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 日程第8  | 議案第35号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計予算                               |
| 日程第9  | 議案第36号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計予算                             |
| 日程第10 | 議案第37号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算                            |
| 日程第11 | 議案第38号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算                      |
| 日程第12 | 議案第39号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算                           |
| 日程第13 | 議案第40号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算                            |
| 日程第14 | 議案第41号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算                    |
| 日程第15 | 議案第42号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算                             |
| 日程第16 | 議案第43号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算                            |
| 日程第17 | 議案第44号 平成26年度安芸高田市水道事業会計予算                                 |
| 日程第18 | 議案第1号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第19 | 議案第2号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例         |
| 日程第20 | 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第21 | 議案第4号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について        |
| 日程第22 | 議案第5号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第23 | 議案第6号 安芸高田市公共施設管理運営基金条例                                    |
| 日程第24 | 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                               |
| 日程第25 | 議案第8号 安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第9号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第27 | 議案第10号 安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例                            |

- 日程第 2 8 議案第11号 財産の無償譲渡について【基幹集会所関係】
- 日程第 2 9 議案第12号 財産の無償貸付について【基幹集会所関係】
- 日程第 3 0 議案第13号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第14号 安芸高田市芸術農園「四季の里」農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 2 議案第15号 安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 3 議案第16号 安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 4 議案第17号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 5 議案第18号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 6 議案第19号 消防組織法に基づく消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 日程第 3 7 議案第20号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 8 議案第21号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 9 議案第22号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 0 議案第23号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 1 議案第24号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 2 議案第25号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 3 議案第26号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 4 議案第27号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 5 議案第28号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 6 議案第29号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 7 議案第30号 平成25年安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 8 議案第31号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 9 発議第1号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉 重 輝 吉	2番	玉 井 直 子
3番	久 保 慶 子	4番	下 岡 多美枝
5番	前 重 昌 敬	6番	石 飛 慶 久
7番	児 玉 史 則	8番	大 下 正 幸

9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

10番	先川和幸	11番	熊高昌三
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
総務係長	森岡雅昭	主任	大足龍利



午前10時00分 開会

- 塚本議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。  
第2点、市長より3,000万以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、3件の報告がありました。  
第3点、監査委員より平成25年11月分及び12月分例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、10番先川和幸君、及び11番 熊高昌三君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 秋田雅朝君。
- 秋田議会運営委員長 議会運営委員会報告を行います。  
平成26年第1回定例会の運営につきまして、去る、1月20日及び2月14日に議会運営委員会を開き、次のとおり、決定いたしましたので報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月14日までの22日間といたしました。議事の都合により、2月22日から2月25日、並びに3月1日から3月13日までを休会といたします。  
本定例会に付議されます案件は、諮問1件、議案44件、発議1件の計46件でございます。  
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第

2号、6号及び第7号の3件は、総務企画常任委員会へ、議案第10号は、文教厚生常任委員会へ、議案第16号は、産業建設常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

また、議案第20号から第44号までの25件を予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。その他の諮問1件、議案14件及び発議1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、2月14日の議会運営委員会までに、提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配布した一覧表のとおり、各常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、15人から通告がありましたので、3日間の日程といたし、通告順に、2月26日を6人、27日を7人、28日を2人といたします。以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○塚本議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成26年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて今回の定例会に、諮問1議案、条例関係19議案、予算関係25議案の合計45議案を提出させていただきました。どうか、よろしく御審議のほどお願いいたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である山本康則委員の任期が、本年6月30日をもって任期満了を迎えることから、後任候補者として、引き続き山本康則さんを推薦するものであります。

山本康則さんは平成20年から2期6年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただい

ております。人権問題を十分認識しておられ、引き続き熱意と意欲をもって人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断いたし推薦するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○塚本議長 日程第4、施政方針。ここで市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成26年第1回定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信と平成26年度当初予算における主要施策の概要について御説明を申し上げます。議員各位の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じております。

平成26年3月1日をもって、高田郡6町の合併により安芸高田市が誕生して、10周年を迎えることとなります。昨年12月には「安芸高田市市制施行10周年記念式典」を行い、5カ条からなる「安芸高田市民憲章」を発表いたしました。これは、市民の皆さんがみずからの「まち」の理想を掲げ、実現に向けて一人一人が努力するための行動規範となるものであります。今後は、この安芸高田市の理想の将来像の実現に向けて、「オール安芸高田」で努力してまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済は、輸出が持ち直し、国による各種政策の効果があらわれてくる中で、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されている一方で、平成26年4月からの消費税率の引き上げや、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていることが懸念されております。依然として予断を許さない状況にあります。

国におかれましては、消費税引き上げによる反動及び景気の下振れリスクに対応するため、税制措置と新たな経済対策をセットにした「経済政策パッケージ」を策定し、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものにするについて決定されました。

本市といたしましても、国や県と連携を密にし、積極的な対策に取り組んでまいり所存であります。

次に、平成26年度当初予算の編成方針について、御説明申し上げます。

平成25年度は、先ほども申し上げましたとおり、合併10周年を迎える年でありましたが、新市建設計画における懸案事業であった「光ネットワーク整備事業」や「生涯学習センター整備事業」などの大型事業を完遂させることができ、新市のインフラ整備について一つの大きな区切りをつけることができた年となりました。

平成26年度は、当市の財源の柱である普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が始まり、行財政運営は極めて厳しいものとなります。さらに、少子高齢化と人口減少が急速に進行すると推計されており、市財政への影響だけでなく、地域活力の維持も大きな課題となっているところでございます。

こうした中、平成25年度に行った財政推計では、平成28年度以降の収支バランスがマイナスとなる見込みとなりました。

このため、平成26年度予算編成におきましては、中長期的な視点に立ち、引き続き行政改革を推進し、個々の事業について不断の見直しを行うなど、平成22年度から取り組んでいる第2次行政改革推進実施計画をさらに推進していかなくてはならないと思っております。

また、自助・共助を柱にした「市民総ヘルパー構想」を始めとした、地域での活動を通じて隣近所と支え合っていく社会を築く取り組みを強化し、行政コストの抑制縮減と公共サービスの維持向上の両立を図るとともに、毛利元就を中心とした歴史的遺産や、神楽などの地域固有の文化を活用した知名度・集客力の向上、特産品開発等による地域活力の向上を柱とした「未来創造事業」などにより、今後の市の「活力の芽」を育てていく必要があると思っております。

このため、平成26年度当初予算編成におきましては、「市民総ヘルパー構想」に基づき、自助・共助・公助の役割分担を明確にしつつ、少子・高齢化対策の一層の充実を図る一方、内部管理経費の縮減、民間への移管・委託の推進、受益者負担の見直しなど、あらゆる手段を講じて第2次行政改革実施計画をさらに推進いたし、市民のニーズに沿った、市民満足度を高める施策を行うための財政基盤を確保することを基本方針として予算編成を行ったところであります。

その結果、平成26年度の当初予算規模は、一般会計、200億2,000万円、11の特別会計は、合計116億7,977万1,000円、地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で6億1,967万7,000円となりました。

一般会計の減につきましては、光ネットワーク整備事業、生涯学習センター整備事業などの大型の建設事業が完了したことが大きな要因でございます。

また、特別会計の増につきましては、簡易水道事業特別会計における

施設建設費の増などによるものであります。

水道事業会計の増につきましては、地方公営企業法の改正に伴い収益的収支が増加したことと、配水施設新設改良費の増によるものでございます。

それでは、施策の概要を「総合計画」に掲げる施策の体系に沿って、御説明を申し上げます。

まず、快適でにぎわいのあるまちづくりについて、でございます。

幹線道路の整備につきましては、去る2月8日の可部バイパスの大林工区の開通や、平成26年度に予定されている尾道松江線の全線供用、さらには東広島高田道路の本格的な工事着手等により、本市周辺の道路利用形態の変化が予想されております。現在「ふれあいあきたかた産直市」の場所に「道の駅」の整備に向けて、国土交通省等と協議を進めております。市内の農産物等の販売拠点や、観光情報等の発信拠点としてはもちろんのこと、「ノーバックパーキング」等による人に優しい機能、「電気自動車用充電器」等による環境に優しい機能に加え、防災拠点機能を備えた、新しいタイプの「道の駅」を目指したいと考えておるところであります。

また、主要市道の改良につきましては、国費事業による勝田～根之谷線、正力線、道越～多治比田線の継続事業のほか、橋梁に待避所を設置する宮ノ城南田線の測量設計に着手してまいります。

市の単独事業におきましては、上小原地区の道路整備のほか、継続事業も含め7路線の事業を実施してまいります。

次に、公共交通体系の整備について、でございます。

市内全域を対象とした「お太助ワゴン」などの「新公共交通システム」も運行開始から3年以上が経過し、利用者の皆様からは「通院や買い物などへ気軽に行けるようになった」とおおむね好評をいただいております。なくてはならない当市の交通インフラとして定着したと考えております。

今後も、さらなる利用拡大に向けて登録者の増加を図るとともに、事業者と連携し一層の安全運行に努めてまいりたいと思っております。

次に、情報基盤の活用について、でございます。

平成23年度に着手いたしました光ネットワーク整備事業については、平成25年10月から、各世帯に設置するテレビ電話「お太助フォン」によって、市内全域で従来の有線放送や防災行政無線のサービスを開始いたしました。

今年度は、「お太助フォン」を活用して、市内の医療機関と健康器具メーカーとタイアップした、市民の皆様の健康管理事業を開始したいと思っております。今後も、福祉、医療、教育などの分野で、都市部と格差のない市民サービスの提供を目指すとともに、特産品のインターネット販売や企業誘致などの産業活性化につなげるための検討を進めてまいりたいと考えております。



次に、安全なまちづくりの推進について、であります。

消防本部におきましては、平成24年度から開始した消防救急無線のデジタル化に対応するための無線設備の整備を完了する予定であります。

また、地域における防災意識の高揚のため、地域振興会等を中心とした、自主防災組織が市内一円に拡大するよう、強く推進するとともに、防災資機材・備蓄物資の購入支援や防災訓練等も協力して行ってまいりたいと思います。

災害時には、市消防本部・消防署及び消防団との緊密な連携のもと、万全の体制で対応するとともに、消防車両や防火水槽等についても、計画的に整備してまいります。

今後も引き続き、安全・安心な住みよいまちの構築に向け、消費生活相談窓口の体制を持続的に維持してまいりたいと思っております。

次に、生活環境の整備について、であります。

住宅対策の充実につきましては、子育て・婚活定住促進団地として、順調に分譲されている向ヶ丘団地・上甲立団地の募集を、引き続き行うとともに、市遊休地や民有地を活用した民間事業者主体の住宅団地整備を促進する「優良住宅団地支援補助金」により、若い世代の定住の受け皿づくりを推進したいと思っております。

市内に定住する子育て・婚活世帯の住宅建設を支援するための「子育て・婚活住宅新築等補助金」などとあわせて、一層の定住促進につなげていきたいと考えております。

また、今年度から最重点的に、積極的に「空き家の活用」に力を入れることを考えております。空き家マップの作成や空き家活用の専門スタッフを置き、空き家の実態把握及び空き家の活用促進を進めてまいりたいと考えております。定住を目的に、空き家の改修を行う場合の工事費の一部を補助する「空き家改修補助金」は昨年度に引き続き準備いたしております。

市民の皆様方からも好評をいただいております「安全・安心・住環境リフォーム補助金」につきましては、今年度も継続し、地域経済の活性化にも役立ててまいりたいと思っております。

次に、公共施設の計画的な整備について、であります。

上水道の整備につきましては、簡易水道八千代給水区の安定した給水を確保するため、水量拡張事業とあわせて水道管老朽化更新事業を継続して実施いたします。

また、水道未給水区解消事業につきましても、甲田町山田地区については配水施設整備工事を継続して実施いたし、美土里町横田地区につきましては本郷給水区の区域拡張と、吉田町丹比・可愛給水区を拡張し、美土里・高宮給水区への連絡管を設置する工事を継続して実施してまいりたいと思っております。

下水道事業につきましては、一層の水洗化率向上に向け、引き続き、公共下水道事業等の管敷設工事を実施するとともに、市設置型の浄化槽

の設置を推進し、早期に全市的な水洗化を目指してまいりたいと思っております。

また、宅内の排水設備工事費の一部を補助する「下水道加入促進補助金」の活用により、下水道への加入促進を、引き続き推進してまいりたいと思っております。

あわせて、上水道・下水道の料金改定に向けた基本方針等を今年度から策定いたし、新しい体系へスムーズに移行できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

市内の既存の公共施設については、今後、老朽化が進み修繕費用等がかさんでくることが予想されます。

先般、御報告しましたとおり、太陽光発電事業者の株式会社ウエストエネルギーソリューションに、市が管理する公共施設の屋根を貸し出し、市は屋根の使用料をウエスト社から受け取るという契約を結びました。この使用料につきましては、今後発生する公共施設の修繕等の管理運営のために基金として積み立てることにしております。

あわせて、市内の全ての公共施設について、今後の利用方法などについて検討を行い、公共施設の配置の最適化の検討を進め、必要となる施設の管理運営費等の計画を策定してまいりたいと思っております。

また、市内の道路施設につきましても、今後の計画的な補修のための「道路ストック総点検」を実施することとしております。今後の財政に大きな影響を与えることが予測される「社会インフラの老朽化対策」に係る戦略的な検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、心豊かで創造性に富んだまちづくりについて、でございます。

参加と協働によるまちづくりを推進するため、引き続き、地域振興会の活動を支援してまいります。また、男女共同参画の推進や青少年の健全育成につきましても、関係機関・団体と連携し、施策を推進するとともに、広報や研修会など啓発事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、学校教育の充実について、であります。

「確かな学力、豊かな心、健やかな体」のバランスの取れた児童生徒の育成のため、「安芸高田みつや協育」の推進・充実に、引き続き努めてまいります。

また、学校規模適正化につきましては、学校統合準備委員会を設置し、地域や保護者の皆様との協議を行いながら、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、文化の振興について、であります。

文化財の保護と活用につきましては、4世紀後半の県内最大級の古墳であります甲立古墳から出土した家型埴輪のレプリカを作成し、埴輪を復元して、皆様に見ていただけるよう展示をすることとしております。今後も引き続き、国の史跡指定に向けた取り組みを、推進してまいりたいと思っております。

次に、スポーツ・レクリエーションの振興について、でございます。

昨年は、一昨年に続いて「サンフレッチェ広島」がJ1で優勝し、連覇を達成いたしました。本市とかかわりの深いチームの活躍は非常にうれしいものであります。今年度も、サンフレッチェ広島、湧永レオリックなど本市に練習拠点を置くスポーツチームへの支援をはじめ、スポーツの推進、スポーツイベントの充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの育成支援を行ってまいりたいと思います。

次に、人と環境に優しいまちづくりについて、であります。

全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、「人権尊重のまちづくり条例」を基底に、さまざまな人権侵害や差別意識の解消に向け、市民とともに人権啓発に取り組んでまいりたいと思います。

多文化共生施策の推進につきましては、「安芸高田市多文化共生推進プラン」に基づき、多文化理解を進めるための市民講座、外国語教室を行うとともに、引き続き、在住の外国人にとって暮らしやすい環境とするための日本語教室の開催、相談員、通訳員の配置をいたしたいと思います。

結婚のきっかけづくりの支援につきましては、「結婚サポート事業」によって、これまで18組の方が成婚するなど、着実に成果を上げております。引き続き、コーディネーターと連携をとりながら、これまでの実績を踏まえた、より効果的な支援を実施してまいりたいと思います。

次に、「市民総ヘルパー構想」の推進について、であります。

「市民総ヘルパー構想」は、安芸高田市に古くからある「もやい」の精神に基づき、新たな「互助・共助」のかたちを創り出すことで、医療・介護・福祉等に必要な費用を抑制しながら、公共サービスの維持・向上を目指す取り組みであります。

昨年度は、従来行っていた「生活・介護サポーター養成事業」や「安心生活創造事業」などの介護・福祉分野に加えて、「生活習慣病の重症化予防対策」や、「ウオーキングなどの健康づくり運動」などに、市民・医療機関・行政などが一体となっかかわる「健康倍増計画」の取り組みを開始いたしましたところであります。

今年度は、「若年性生活習慣病予防対策」によって、子どもたちから生活習慣病予防の取り組みを行ってまいりたいと思っております。

自助・共助・公助の視点から、市民・医療機関・行政などがそれぞれの役割を担い、「生活習慣病重症化予防事業」や「健康づくり運動支援事業」に取り組むことで、健康で充実した生活と医療費の抑制の両立を図ってまいりたいと考えておるところであります。

また、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJA吉田総合病院とも連携いたし、救急医療体制の整備や医師等の人材確保に向けて取り組んでまいります。JA吉田総合病院の「休日・夜間救急診療所」の運営につきましても引き続き、財政支援を行ってまいりたいと思います。

子どもの健康保持につきましては、乳幼児医療費の公費助成を昨年度

から中学校3年生までを対象としておりますが、今年度も継続して実施することとし、子育て世代の、負担軽減を図ることとしておるところであります。

子育て環境の充実につきましては、「24時間保育」体制の充実のため、昨年度から開始いたしました土曜日の終日保育を継続し、安心して子育てができる環境づくりを進め、若者の定住促進を図ってまいりたいと思っております。

また、近年相談件数が増加しております発達障害について、相談体制の整備を図るため、こども発達支援センターを中央保健センター内に設置することとしております。

障害者福祉の推進につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、障害者福祉サービスの充実と障害者の自立支援を目的に、社会参加の促進を図るための支援を行ってまいりたいと思います。

今年度は、障害者基幹相談支援センターを中央保健センター内に設置し、こども発達支援センターとあわせて、相談事業の充実を努めてまいりたいと思っておるところであります。

次に、環境に優しい社会の形成について、であります。

再生可能エネルギーの導入促進が、国全体で求められており、本市におきましても、豊かな自然環境を生かした「再生可能エネルギー導入ビジョン」を今般策定いたしましたところであり、今後は、その方向性に沿った再生エネルギーの導入と活用を進めてまいりたいと思います。

ごみの減量化対策につきましては、今年度の新たな取り組みとして「生ごみの減量化」の啓発活動を行い、可燃ごみの処分費用の軽減につなげてまいりたいと思います。従来から行っておりました資源リサイクルにつきましても、リサイクルの対象品目を拡大するなどして、さらに減量化の効果を上げることを目指してまいりたいと思います。

次に、多彩な生産と交流のまちづくりについて、であります。

農林水産業の振興につきましては、圃場整備事業では、甲田町下甲立地区を継続して、事業推進してまいります。

また、シカ、イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、今年度から新たに有害鳥獣対策実施隊を設置いたし、市と捕獲班との連携により、さらに対策の効果を上げるとともに、農作物の被害を防ぐ防護柵等の設置事業にも取り組んでまいりたいと思います。

また、捕獲した有害鳥獣の肉（ジビエ）の活用を図るため、高宮町内に整備をいたした食肉処理施設の活用を進め、特産化に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

さらに、農業の担い手不足と耕作放棄の問題が広がる中、集落等における「人・農地プラン」の作成を推進するとともに、遊休農地の解消を図りながら、担い手農家等への集積を促進し、法人の経営発展を支援する取り組みなどを強化してまいりたいと思っております。

野菜等の産地化・ブランド化の推進につきましては、青ネギ・アスパ

ラガスなど競争力のある作物の産地強化及び販路の拡大を図るため、J A広島北部や県等の機関と連携し、選果場などの施設整備を支援してまいりたいと思っております。

また、「三矢ブランド」や「あきたかたのたから」など安芸高田市のブランド商品開発、販路拡大について、J A広島北部や安芸高田市地域振興事業団と連携して実施するとともに、農産物の生産から加工・販売まで行う6次産業化についても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

農業後継者の育成支援につきましては、市とJ A広島北部が共同拠出して造成した「農業後継者育成基金」により、県立農業技術大学の学費等を支援するとともに、国が平成24年度から開始した青年就農給付金を積極的に活用するなど、新規就農者の育成確保策の一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

林道の新設改良につきましては、入江～戸島線と小谷～亀谷線整備を、平成26年度も引き続き、実施いたしたいと思っております。

次に、商工業の振興について、であります。

先にも触れましたが、平成26年度には、太陽光発電事業で国内最大手の株式会社ウェストエネルギーソリューションが、ニュージーランド村跡地にメガソーラー発電施設の設置を予定されており、再生可能エネルギーの導入が進むとともに、市の活性化にもつながるとして大いに期待しておるところであります。

企業誘致につきましては、景気の好転や今般の光ネットワークの整備を踏まえ、今後も県と連携しながら積極的に進めてまいりたいと思っております。

雇用対策につきましては、NPO法人や安芸高田市工業会等と連携いたし、高校生を対象にインターンシップなどを実施し、若年層の就労に対する意識の向上を図るとともに、地元企業への就職につながる取り組みを、昨年度から継続して実施いたしておるところであります。

地元企業の支援につきましては、今般整備いたしました光ネットワークを利用いたしましてネットショップを開設し、商品等の販売に取り組む事業者について、支援する制度を今年度新たに設ける予定でございます。

観光振興につきましては、昨年度「安芸高田市観光協会」が設立され、会員の加入促進を図るとともに、市内の観光に係る情報を取りまとめ、ソーシャルネットワークなどの新たなツールも導入しながら、観光情報の発信を始めているところでもあります。

また、「まち歩き」による観光が増加していることから、今年度は「まち歩き」のための周遊プランや案内図の作成を行い、新たな観光ニーズに対応してまいりたいと思っております。

今後は、観光協会を中心に官民一体となった観光振興策を推進いたし、魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、本市の地域資源である「神楽」と「毛利元就の歴史遺産」を「安芸高田市が誇る財産」として位置づけ、これらを活用した観光振興、地域振興施策に取り組む「未来創造事業」につきましては、「神楽甲子園」や「ひろしま安芸高田神楽東京公演」が大きな反響を呼ぶなど、年を重ねるごとに着実に成果をあげているところでありますが、地元経済の活性化につなげるため、地域での受入体制の整備や「売れる特産品」の開発などに取り組んでまいりたいと思っております。

多くの皆様に入会いただきました「安芸高田市ふるさと応援の会」につきましては、広島支部が発足するなど組織の強化が図られてまいりました。今年度は、東京支部の発足も視野に、組織の充実・強化に努めるとともに、特色ある活動を展開し、観光振興や特産物の販路拡大など、市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、平成26年度予算の編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、施政方針とさせていただきます。

何とぞ、慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって「施政方針」を終わります。  
この際、10時55分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第5  | 議案第32号 | 平成26年度安芸高田市一般会計予算                |
| 日程第6  | 議案第33号 | 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第7  | 議案第34号 | 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第8  | 議案第35号 | 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計予算            |
| 日程第9  | 議案第36号 | 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計予算          |
| 日程第10 | 議案第37号 | 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算         |
| 日程第11 | 議案第38号 | 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算   |
| 日程第12 | 議案第39号 | 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算        |
| 日程第13 | 議案第40号 | 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算         |
| 日程第14 | 議案第41号 | 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第42号 | 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算          |
| 日程第16 | 議案第43号 | 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算         |
| 日程第17 | 議案第44号 | 平成26年度安芸高田市水道事業会計予算              |

○塚本議長 日程第5、議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第17、議案第44号「平成26年度安芸高田市水道事業会計予算」

の件までの13件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第32号から議案第44号までの提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」でございます。

本案は、平成26年度安芸高田市一般会計予算を調整いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、200億2,000万円とするものであります。債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定めるものであります。地方債につきましては、その借入限度額を18億4,990万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第33号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、41億2,733万7,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものであります。

次に、議案第34号「平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億7,793万7,000円とするものであります。

次に、議案第35号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、42億9,960万2,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第36号「平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、5,183万3,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1,000万円と定めるものであります。

次に、議案第37号「平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億971万6,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を7,750万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものであります。

次に、議案第38号「平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億3,049万円とするものであります。

地方債につきましては、その借入限度額を6,480万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第39号「平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億2,446万9,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を7,380万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第40号「平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億4,045万8,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を2,220万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7,000万円と定めるものであります。

次に、議案第41号「平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,054万4,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第42号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、10億9,212万9,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を1億8,730万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第43号「平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」についての御説明を申し上げます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,525万6,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

最後に、議案第44号「安芸高田市水道事業会計予算」でございます。

予算第3条の、収益的収入及び支出の予定額を2億9,600万5,000円とするものであります。

予算第4条は、資本的収入の予定額を2億3,107万6,000円、資本的支出の予定額を3億2,367万2,000円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額9,259万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,614万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,137万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,507万円を補填するものであります。

予算第5条に定めます、企業債の限度額を1億9,800万円とし、予算第6



条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。

次に予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間での流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員給与費については、議会の議決を経なければ、他の経費との間で流用することができないことを定めるものであります。

以上、議案第32号から議案第44号まで一括して提案理由を説明いたしました。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案13件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第1号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する  
条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第18、議案第1号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、公益法人制度が抜本的に改革され、平成20年12月1日から新しい公益法人制度が施行されたことに伴い、財団法人安芸高田市地域振興事業団が、公益財団法人への移行認定を受けことにより、当該法人の名称変更を改正するものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 議案の裏面をごらんください。  
提案理由により、条例第2条第1項第2号に掲げます、財団法人安芸高田市地域振興事業団を、公益財団法人安芸高田市地域振興事業団に改めるものでございます。以上で要点説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第1号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第2号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第19、議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第8号「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」に関連する、審査会の名称変更に伴う委員名の変更及び、議案第10号に関連する「安芸高田市こども発達支援センター」設置に伴う非常勤職員並びに、空き家対策専門員の報酬額を、新たに定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第3号 安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第20、議案第3号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

現在、勤務1時間当たりの給与額の算定基礎を、給与月額にしておりますが、最高裁の確定を受け、算定基礎額に地域手当及び月額支給の特殊勤務手当を含める改正を行うものであります。

また、50歳代後半の給与抑制のため、平成22年の人事院勧告により、55歳以上かつ6級以上の管理職に限っていた1.5%の給与減額を主幹級に拡大するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 説明資料を用意いたしておりますので、これにより御説明をいたします。

勤務1時間当たりの給与額の改正ですが、これまで給与月額を算定基礎としておりましたが、これに地域手当及び月額支給の特殊勤務手当を加えることを求める判決が最高裁で確定したことにより、改正するものです。

現行の計算式をごらんください。分子は給料月額に1年間の月数12を乗じた額になります。分母は1週間の勤務時間38時間45分に、1年間の週の数であります52を乗じ、これから1日の勤務時間である7時間45分に1年間の祝日及び年末年始である20日乗じたものを減じた時間となります。

つまり、1年間の給料総額を年間労働時間である1,860時間で除した額が勤務1時間当たりの給与額となります。

改正内容は、分子の給与月額に、地域手当及び月額支給の特殊勤務手当を加えたものに、1年間の月数12を乗じた額になります。

新たに算定基礎に組まれる手当及び予算ですが、安芸高田市職員の地域手当については、広島県等への広島市内の勤務地に派遣している職員が対象となりますが、時間外勤務手当は、派遣先が負担いたしますので、実質負担はありません。

派遣受け入れ職員につきましては、派遣元との均衡を考慮し支給しており、対象職員5名で、1時間当たりのアップ額は約70円となります。平成24年度における職員1人当たりの年間平均勤務時間から算定すると、5名で約2万4,000円の増加が見込まれます。

月額支給の特殊勤務手当は、ケースワーカーにかかる社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当が該当いたします。対象人数6名で、1時間当たりのアップ額は64円となります。6名で年間4万9,000円の増加が見込まれます。

県内の他市の状況ですが、3市が既に改正済み、9市が3月本定例会で提案する予定と伺っております。

6級以上かつ55歳を超える職員の給与抑制の拡大ですが、平成22年の人事院勧告により、当分の間、管理職に限り適用していた6級以上かつ55歳以上の職員に導入されている1.5%減額について、給与の臨時特例がこの3月31日に終了することを受けて職員団体との合意が整いましたので、管理職以外の職員にも適用することに改めるものです。

一部を改正する条例の改正文は、以上のことを整理したものとなっております。施行日は平成26年4月1日といたしております。以上で要点説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号「安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第4号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

○塚本議長 日程第21、議案第4号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、広島県市町総合事務組合の構成団体である竹原市から、当該組合に対し、平成26年4月1日より非常勤職員に係る公務災害補償事務等を共同処理したい旨の申請があったことに伴い、共同処理する事務の変更と組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定によ

り、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 提案理由により、共同処理団体が増加し、事務の効率化が図れることから、竹原市が加わることを認めたく、議会の議決を求めるものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第4号「広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

#### 日程第22 議案第5号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第22、議案第5号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第5号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、安芸高田市消防団再編計画に基づき整備する、高宮方面隊第6分団の消防団詰所について、コミュニティ消防センターとして位置づけ、主として消防団の諸活動に活用しながら、必要に応じて地域の皆さんと共有し、地域コミュニティの増進を図ることを目的として、条例の一部を改正し、施設を追加するものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

ます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 高宮方面隊第6分団については、4班あった詰所を統合し、新たな詰所を新築いたしました。これにより、高宮方面隊第6分団詰所をコミュニティ消防センターに追加したく、提案するものでございます。  
なお、説明資料として位置図及び平面図などを添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。以上で要点説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第5号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

#### 日程第23 議案第6号 安芸高田市公共施設管理運営基金条例

○塚本議長 日程第23、議案第6号「安芸高田市公共施設管理運営基金条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第6号「安芸高田市公共施設管理運営基金条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、市の公共施設管理運営経費に充てるため、安芸高田市公共施設管理運営基金を設置いたし、基金を積み立てるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○塚本議長 日程第24、議案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、ふれあいプラザ向原ほか32施設について「安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定により、指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間については、施設の設置目的や特性、また、この間の管理運営状況を総合的に検証し判断したものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第8号 安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第25、議案第8号「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活、及び社会生活を総合的に支援するため公布された、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の平成26年4月1日施行に伴い、「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例」、及び「安芸高田市福祉施設新設奨励条例」の一部を改正する

ものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、要点の御説明を申し上げます。  
このたびの条例改正につきましては、平成24年6月27日に公布されました「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」のうち、本年4月1日から施行される事項につきまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案とあわせて添付をしております説明資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

議案の第1条につきましては、資料の概要の4になりますが、「障害程度区分」について、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められましたことによりまして、安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の名称、及び第1条に規定する「障害者認定審査会」の文言を「障害支援区分認定審査会」に改めるものでございます。

また、議案の第2条につきましては、資料の概要の5の②になりますが、今後、介護が必要な障がい者のグループホームへの新規入居やグループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれるところでございます。このため、地域における住まいの選択肢のさらなる拡大、事務手続等の簡素化等の観点から、共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）への一元化がされることに伴いまして、安芸高田市福祉施設新設奨励条例第2条第2号イに規定する共同生活介護の文言を削除するものでございます。

あわせて同条第1号イに規定する障がい者の平仮名の表記を国等の動向にかんがみ、漢字表記に改めるものでございます。

なお、この法律の趣旨、概要につきましては、添付資料のとおりでございますので、ごらんをいただければというふうに思います。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。



(討論なし)

- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第8号「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第9号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例

- 塚本議長 日程第26、議案第9号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第9号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日をもって、安芸高田市立「向原こぼと園」を廃止するため、「安芸高田市保育所条例」の一部を改正するものでございます。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。

- 武岡福祉保健部長 それでは、議案第9号の要点の御説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日をもって、安芸高田市立「向原こぼと園」を廃止し、平成26年4月1日からは、社会福祉法人三篠会の運営による民間保育所に移行することから、安芸高田市保育所条例の一部を改正するものでございます。

議案をごらんください。下段の改正前後の比較表にあります別表（第2条関係）につきましては、安芸高田市立保育所の名称及び位置を規定するものでございます。

裏面の2ページをお願いいたします。

このたびの安芸高田市立向原こぼと園の廃止に伴い、別表、安芸高田市立向原こぼと園の名称及び位置の記載を削除するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第9号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」  
の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第10号 安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例

○塚本議長 日程第27、議案第10号「安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第10号「安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例」  
についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成26年6月に開設を予定しております「安芸高田市こども発達支援センター」の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第11号 財産の無償譲渡について【基幹集会所関係】

日程第29 議案第12号 財産の無償貸付について【基幹集会所関係】

日程第30 議案第13号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第28、議案第11号「財産の無償譲渡について【基幹集会所関係】」の件から日程第30、議案第13号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案11号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

す。

本案は、「ふれあいプラザ戸島」、「ふれあいプラザ坂」、「ふれあいプラザ有保」、及び「ふれあいプラザ長田」の4基幹集会所を、管理を委託しております各地元運営委員会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案12号「財産の無償貸付について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第11号と関連し、このたび、無償譲渡を行う「ふれあいプラザ戸島」、及び「ふれあいプラザ有保」の駐車場等を含む敷地が市有地であることから、施設の譲渡先であります地元運営委員会へ、本市有地を無償貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第11号及び、議案第12号に関連し、本条例において設置及び管理を行っている「ふれあいプラザ戸島」「ふれあいプラザ坂」「ふれあいプラザ有保」及び「ふれあいプラザ長田」について、それぞれ地元運営委員会に譲渡するため、関係する条例の一部を改正するものであります。

あわせて、本年4月から指定管理者制度の導入を行う「ふれあいプラザ向原」の利用料の上限額について、改正するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長

それでは、議案第11号につきまして、要点の御説明を申し上げます。

本市は合併以来、市民に対するサービスの維持向上を図るために行政システムの抜本的な見直しを図る中で、財政の健全化を強力に推進してまいりました。

しかし、本市の財政状況が今後さらに厳しくなることにかんがみ、第2次安芸高田市行政改革大綱を策定し、不断の取り組みにより本市の将来像を実現させるための長期総合計画の着実な実施を目指しているところでございます。

その中で、施設の適正配置と財産の有効活用を促進する改革におきまして、特に集会施設のあり方について検討し、集会所の地元譲渡に努めてまいりました。

「ふれあいプラザ戸島」「ふれあいプラザ坂」「ふれあいプラザ有保」及び「ふれあいプラザ長田」の基幹集会所4施設における主な利用者は、限られた地域の住民の方であり、地域の集会所としての性格が強い集会所でございまして。このたび地元譲渡につきまして、委託管理先であります各

地元運営委員会との協議が相整いましたので、当該施設を無償譲渡するものでございます。

それでは、添付しております説明資料により説明させていただきます。

まずそれぞれの施設の所在地につきましては、説明資料の1ページ、安芸高田市全図に示しておりますように、赤丸のところにそれぞれの施設が位置しております。

まず、「ふれあいプラザ戸島」でございますが、コンクリートブロック造瓦葺平家建、150.66平方メートル。

次に、「ふれあいプラザ坂」でございます。鉄骨造瓦葺平家建、162.45平方メートル。

次に、「ふれあいプラザ有保」でございます。鉄骨造瓦葺平家建、162.45平方メートル。

最後に「ふれあいプラザ長田」でございます。鉄骨造瓦葺平家建、162.27平方メートルでございます。以上で、議案第11号の要点の説明を終わります。

続きまして、議案第12号「財産の無償貸付について」、要点の説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第11号と関連をいたしまして、「ふれあいプラザ戸島」及び「ふれあいプラザ有保」の駐車場等を含む敷地が市有地であることから、「ふれあいプラザ戸島」におきましては、市有地1,098平方メートルを、「ふれあいプラザ有保」においては、市有地1,490平方メートルを建物の譲渡先であります、地元管理運営委員会のほうにそれぞれ財務規則164条の規定によりまして30年を上限に、平成56年3月31日まで無償で貸し付けるものでございます。

それでは、添付しております説明資料で説明させていただきます。2ページ目をお開きください。

「ふれあいプラザ戸島」にかかる無償貸し付けをする土地の所在及び面積を記載してございます。赤線で囲んである部分をこのたび無償貸し付けするものでございます。

参考までに3ページ目に施設の配置がわかる航空写真をつけております。

同じく4ページ目には、「ふれあいプラザ有保」に係る無償貸し付けを行う土地の所在及び面積を記載しております。赤線で囲んである部分をこのたび無償貸し付けするものでございます。

また5ページ目には施設の配置及び航空写真をつけております。以上で、議案第12号の要点の説明を終わります。

次に、議案第13号の要点につきまして、御説明を申し上げます。

議案の初めに説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、先ほどの議案第11号に関連をいたしまして、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例に基づき、管理を行っております「ふれあいプラザ戸島」「ふれあいプラザ坂」「ふれあいプラザ有保」及び「ふれあいプラ

ザ長田」の4基幹集会所を管理委託先であります各地元運営委員会へ無償譲渡するため、議案の2ページにありますとおり、条例の別表第1からそれぞれ削除するものでございます。

また同じく別表第2は、利用料金の上限額を定めたものでございまして、(12)におきまして「ふれあいプラザ戸島」「ふれあいプラザ坂」「ふれあいプラザ有保」及び「ふれあいプラザ長田」の4基幹集会所につきまして無償譲渡するために削除するものでございます。

あわせて利用料金の上限額につきましては、指定管理委託におきますふれあいプラザ向原の利用実態、並びに他の基幹集会所の利用料金等を勘案いたしまして、利用区分、使用時間及び使用料金について改正をさせていただきますものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号「財産の無償譲渡について【基幹集会所関係】」の件から議案第13号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案3件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第14号 安芸高田市芸術農園「四季の里」農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第31、議案第14号「安芸高田市芸術農園『四季の里』農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第14号「安芸高田市芸術農園『四季の里』農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

す。

芸術農園「四季の里」は、高付加価値型農業の振興と芸術文化を柱とした活力あるまちづくりを推進するため、平成10年から平成13年にかけて旧八千代町で整備された施設であります。このうち農園施設の管理につきましては、合併後、管理運営主体の破綻等を受け、現在は市の直営施設として、広島北部農協の協力を得ながら施設運営を行っております。

今年度、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、長期利用財産処分の手続が完了したことから、現行の利用目的に加え、新規就農者の育成研修施設としての位置づけを明確にするため、条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長

それでは、議案第14号の提案理由の要点説明を行います。

提案理由のとおり、「四季の里」は管理運営主体の破綻を受け、平成20年11月1日から市の直営施設として管理をしております。

この間、並行して農園施設の有効活用についても検討を重ね、新規就農者の新たな担い手の育成が喫緊の課題となっていることから、新規就農者の研修施設としても利用できることとするものでございます。

なお、このことは当初の利用目的、要件を変更することとなることから、施設の長期利用財産処分報告を国に行い、平成25年10月3日にその手続が終了いたしましたところでございます。

このことから、現行の利用目的に加え、新規就農者の育成、研修施設としての位置づけを明確にするために、条例の一部を改正するものでございます。

議案をごらんください。一部改正について、表に整理をさせていただいております。左が改正後、右が改正前で、1ページは施設の設置についての条項でございます。第1条、安芸高田市の農業の振興の次に、「及び新規就農者の育成」を加え、新規就農者の育成についての目的を明確にいたします。

2ページをお願いいたします。

第3条は、事業についての条文中で、農園は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。(2)を新規就農者の研修に関すること、に改め、(2)以下をそれぞれ号を繰り上げます。

次に、第4条は、休園日についての条文中で、農園の休館日を休園日に。「休館することができる」を「休園することができる」に改め、(1)の「火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日」とあるのを「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」に改め、市の施設としての運営に統一することといたします。

同じく(2)は年末年始の休園についての条文で、「12月28日から翌年の1月4日まで」を、「12月29日から翌年の1月3日までの日」として改めます。

次に、第5条は利用時間についての条文で、「農園の利用時間は、午前10時から午後5時とする」とありますのを、「午前8時30分から午後5時までとする」に改めます。

第8条は、指定管理者による管理についての条文で、農園の「休館日」を「休園日」に改めるものでございます。なお、説明資料として芸術農園「四季の里」の施設配置図、農園のハウス配置図を添付しておりますので、御参照ください。以上で、要点説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第14号「安芸高田市芸術農園『四季の里』農園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第15号 安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第32、議案第15号「安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第15号「安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災による福島復興再生特別措置法が改正され、

「居住制限者」の市営住宅への入居者資格要件が規定されたことに伴い、市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

あわせて、本市の入居者の資格について滞納者に対する要件の厳格化を行うため特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正するものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます  
建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 それでは、議案第15号につきまして、要点の御説明を申し上げます。  
本案は、安芸高田市営住宅条例ほか、6条例の市営住宅等への入居者資格要件について改正及び用語の整理を行うものでございます。  
説明資料の1ページをお願いいたします。

中段にございます、1) といたしまして、東日本大震災による福島復興再生特別措置法が改正され、居住制限者の市営住宅への入居者資格要件が規定されたことに伴いまして、市営住宅条例第6条第1項を改正し、資格要件とするものでございます。

また、居住制限者におきましても、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の該当者は資格要件としないため、第3号を加えるものでございます。

続いて下段にあります、2) 第6条第1項第5号につきましては、これまで市営住宅の入居者資格要件といたしまして、市営住宅の入居者で市債権の管理に関する条例第7条に規定する家賃を放棄した者は資格要件としないこととしておりましたが、その他市が管理する住宅を加えることによりまして、市内全ての住宅に入居していた者に適用範囲を広げるものでございます。

続いて、2ページをごらんください。

上段にございます。安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例ほか2条例につきまして、同様に市債権の管理に関する条例第7条に規定する家賃を放棄した者は、資格要件としないこととする条文を加えるものでございます。

続いて、中段にございます。安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例ほか2条例につきまして、地方税等を滞納していないこと。及び市債権の管理に関する条例第7条に規定する家賃を放棄した者は、資格要件としないことの要件を加えまして、本市市営住宅等への入居者資格について滞納者に対する要件の厳格化を行うものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。



お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第15号「安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第16号 安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第33、議案第16号「安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第16号「安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、丹比・可愛地区簡易水道事業及び本郷簡易水道事業において、給水区域の拡張を行い、水道未普及地域を解消するため、条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第17号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第34、議案第17号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第17号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、安芸高田市消防手数料条例の所要の改正について議会の議決を求め

るものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます  
消防長 久保高憲君。

○久保消防長 議案第17号の要点の御説明を申し上げます。  
本案は、消防法に定める危険物施設に係る事務手数料について、消費税及び地方消費税の引き上げが行われること等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、危険物施設の設置許可等に係る手数料の額が引き上げられることになりました。これに合わせて、安芸高田市消防手数料条例も政令どおりに所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。  
ちなみに当市内におきまして、今回の改正に該当する施設はございません。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第17号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第18号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第35、議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は「消防法施行令」の一部改正に伴い、安芸高田市火災予防条例の所要の改正について議会の議決を求めるものであります。よろしく御

審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます  
消防長 久保高憲君。

○久保消防長

議案第18号の要点について御説明を申し上げます。  
本案は、消防法施行令の一部改正により、これを引用している安芸高田市火災予防条例について号ずれが生じたため、所用の改正を行うものでございます。  
なお施行日は、平成26年4月1日でございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第18号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第19号 消防組織法に基づく消防長及び消防署長の資格を定める条例

○塚本議長

日程第36、議案第19号「消防組織法に基づく消防長及び消防署長の資格を定める条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第19号「消防組織法に基づく消防長及び消防署長の資格を定める条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正後の消防組織法において、市町村の消防長及び消防署長の資格については政令で定める基準を参酌して、市の条例で定めることとされたため、本条例案を上程するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます  
消防長 久保高憲君。
- 久保消防長 議案第19号の要点について御説明を申し上げます。  
消防長及び消防署長の資格につきましては、これまで市町村の消防長  
及び消防署長の任命資格を定める政令で定められておりましたが、いわ  
ゆる第3次地域主権改革一括法による改正後の消防組織法におきまして、  
政令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定めることとされたもの  
でございます。
- 内容についてでございますが、第1条においては、根拠規定等本条例  
案の趣旨を規定し、第2条においては、消防長の資格について消防職員、  
消防団員、市町村職員それぞれの要件を規定し、第3条においては消防  
署長の資格について消防吏員、消防団員それぞれの要件を規定したもの  
でございます。
- なお施行日は、平成26年4月1日でございます。  
説明資料として、改正法等の新旧対照表等をつけておりますので、御  
参照ください。以上で要点の説明を終わります。
- 塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第19号「消防組織法に基づく消防長及び消防署長の資格  
を定める条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第37 議案第20号 平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）  
日程第38 議案第21号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第39 議案第22号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第3号）  
日程第40 議案第23号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第3号）

- 日程第41 議案第24号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第25号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第26号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第44 議案第27号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第28号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第29号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第47 議案第30号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第48 議案第31号 平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）

○塚本議長 日程第37、議案第20号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第48、議案第31号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第20号から議案第31号までの提案理由の御説明を申し上げます。初めに、議案第20号「平成25年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、5,300万6,000円を減額し、予算の総額を220億2,891万8,000円とするものであります。

繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、4億5,637万2,000円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を31億940万円とするものであります。

次に、議案第21号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、730万9,000円を減額し、予算の総額を46億7,639万3,000円とするものであります。

次に、議案第22号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,302万6,000円を減額し、予算の総額を4億3,060万7,000円とするものであります。

ます。

次に、議案第23号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、8,111万1,000円を減額し、予算の総額を42億476万7,000円とするものであります。

次に、議案第24号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、973万6,000円を減額し、予算の総額を4億302万2,000円とするものであります。

繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、8,880万円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を8,060万円とするものでございます。

次に、議案第25号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,407万4,000円を追加し、予算の総額を4億4,199万2,000円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を6,070万円とするものでございます。

次に、議案第26号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、720万円を減額し、予算の総額を4億4,207万8,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、2,223万円を繰越明許費とするものでございます。

次に、議案第27号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,834万3,000円を減額し、予算の総額を3億1,891万3,000円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を2,540万円とするものであります。

次に、議案第28号「平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4万7,000円を追加し、予算の総額を1,030万2,000円とするものでございます。

次に、議案第29号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正

予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、696万2,000円を追加し、予算の総額を8億7,492万2,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、5,790万円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を1億80万円とするものであります。

次に、議案第30号「平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、8万8,000円を追加し、予算の総額を1,503万1,000円とするものでございます。

次に、議案第31号「平成25年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、収入、支出それぞれ395万6,000円を減額し、予定総額を2億5,125万円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、5,210万円を減額し予定総額を1億3,337万4,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、4,630万円を減額し、予定総額を2億2,851万6,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,514万2,000円は、当年度分消費税及び、地方消費税資本的収支調整額823万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8,690万6,000円で補填するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案12件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第49 発議第1号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書について

○塚本議長 日程第49、発議第1号「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それでは、発議第1号「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書」について提案理由の説明を行

います。

地方自治体の臨時・非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人にも上ると言われています。それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務にあたっているのが現状です。

臨時・非常勤職員の職種は、多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についており、地方自治体は臨時・非常勤職員の労働なくして一日たりとも回らないのが実情であります。

しかし、法を遵守する立場にある自治体の臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざま、法の谷間におかれた存在となっています。このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備をはかることが重要課題となっています。

また、労働者をめぐる情勢は官民を問わず、不安定雇用と低賃金の非正規労働者が増大することによって格差社会が増大し、地域経済に大きな影響を与えています。よって、地方自治法の改正を強く求め、意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がありますので、質疑を受けます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 提案された意見書の内容については、非常に大切なことでありますし、趣旨には賛同させていただきますが、地方公務員の雇用も含めて、抜本的な法整備が必要だというようなことも書いてありますが、そういった観点からすると、安芸高田市の例をとってみましても、正規職員と今回出された臨時・非常勤職員、そういった基本的な関係というのを整理する必要があるというふうに思うんですね。

ですから、そういった観点での意見書を提案された皆さん、その辺についてどのように今後考えていかれるのか。そういった点について、まずお伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 確かに、今の社会情勢から見まして、地方自治体の臨時・非常勤職員のみならず、全体の労働者の所得格差というのは大きなものがあり、全国的にも大きな問題として新聞、テレビで放映、報道されておるところであります。

我々、自治体に勤める議員としては、地方自治法99条の規定による意見書の提出ということでもありますので、当面、市地方公共団体の臨時・



非常勤職員に対する意見書の提出ということで御理解をいただければと思います。以上です。

○塚本議長 ほかには質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

(反対討論なし)

○塚本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 先ほど質問でも言わせていただいたように、正規職員と臨時・非常勤職員との格差も含めて、安芸高田市としてのバランスある雇用形態をつくっていく、そういったことの基本的な議論も必要ではないかなという気がしますので、先ほど御答弁いただいたように、当面はこういった内容での意見書提出ということでしょうから、我々議会としてもそういった基本的なことを議論をしていただくような方向を期待して、この内容についての意見書については賛成をさせていただきます。以上です。

○塚本議長 ほかには討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これもって散会いたします。

次回は2月26日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員